

## 別紙1 参考様式

### 実質化された人・農地プラン(案)

[ 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 ]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
富士宮市	上野地区	令和5年3月16日	令和6年3月11日

#### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	296.8	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	296.8	ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	157.09	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	85.94	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.16	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	25.67	ha
(備考) ・上野地区の内訳(地区内集落名):上条、下条、精進川、馬見塚地区。		

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

#### 2 対象地区的課題

上野地区は芝川水系流域を擁する水田地帯であり、水稻生産が盛んである。農地は不整形なため、重機などの乗り入れが困難な地域があり、耕作条件の改善が必要である。将来的に耕作放棄地化する可能性のある農地が多く、担い手の将来的な引受意向面積のみでは、農地の耕作放棄地化を抑制させることは困難といえる。
---

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体は、従来からの家族経営による水稻農家・畑作農家に加え、6次産業化に取り組む酪農家、有機野菜に取り組む有機農家など、多様な担い手が存在する。農地保全においては、多面的機能支払制度における営農団体の取組みがなされている。今後は、中間管理の活用といったソフト事業に加え、圃場整備事業の推進を図り、耕作条件の改善への取り組みが重要となる。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

多種多様な担い手を擁する上野地区では、画一的な基盤強化策や利用集積の推進では、担い手・非担い手の規模拡大を図り、耕作放棄地化の抑制を図ることは困難である。有機農業者に対しては、都市部の移住定住希望者に向け、「有機農業の魅力」を発信していくことが求められる。酪農家には6次産業化の推進に加え、耕作放棄地抑制に向け、中間利用集積の推進や、飼料用米等に必要な区画された圃場整備が必要である。加えて従来の家族経営における担い手は、基盤強化策に加え、重機が出入りしやすい水稻圃場を整備し、耕作条件の改善が必要である。こうした一つ一つの課題に着実に取り組み、多様な担い手に対し丁寧な支援を間断なく続けていく必要がある。

#### （留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。